

1. 件 名：日本原燃株式会社第二種廃棄物埋設事業変更許可申請に係る新規制基準への適合確認に関するヒアリング（62）

2. 日 時：令和2年10月2日（金）10時30分～12時30分

3. 場 所：原子力規制庁 10階北会議室（音声通話により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

志間企画調整官、金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、鈴木安全審査専門職、大塚安全審査専門職

日本原燃株式会社

開発設計部長、他12名

5. 要 旨：

日本原燃株式会社（以下「原燃」という。）から平成30年8月1日付で申請（令和2年1月20日付で一部補正）のあった廃棄物埋設事業変更許可申請について、以下のとおりヒアリングを実施した。

（1）原燃から、提出資料に基づき以下の説明があった。

- ・第371回審査会合コメントへの回答について
- ・CI-36の最大放射能濃度及び総放射エネルギーの管理について

（2）原子力規制庁から、以下のコメントを行った。

○第371回審査会合コメントへの回答について

（廃棄体の表面線量当量率の設定）

- ・線量評価における廃棄体の表面線量当量率の設定値が、地震時と平常時とで異なる理由を説明すること。

（埋設クレーンの機能）

- ・埋設クレーンの自動化及び遠隔化に係る機能が喪失した場合において、公衆又は従事者に対して外部被ばく及び内部被ばくによる放射線障害を及ぼすおそれがないことを説明すること。

（耐震重要度の評価）

- ・地震時における1～3号廃棄物埋設施設からの公衆の被ばく線量を重畳した結果に基づき耐震重要度分類を決定していることを、申請書に記載すること。

○許可基準規則への適合性について

（第十三条 廃棄施設）

- ・排気口及び排水口は廃棄施設の一部であることから、申請書の廃棄施設に係る記載について検討すること。

(3) 原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他：

提出資料

- ・ 資料 1-1 廃棄物埋設施設における許可基準規則への適合性について
第三条 安全機能を有する施設の地盤（1号、2号及び3号廃棄物埋設施設）（抜粋）
- ・ 資料 1-2-1 廃棄物埋設施設における許可基準規則への適合性について
第四条 地震による損傷の防止（1号廃棄物埋設施設）（抜粋）
- ・ 資料 1-2-2 廃棄物埋設施設における許可基準規則への適合性について
第四条 地震による損傷の防止（2号廃棄物埋設施設）（抜粋）
- ・ 資料 1-3 廃棄物埋設施設における許可基準規則への適合性について
第五条 津波による損傷の防止（1号、2号及び3号廃棄物埋設施設）
- ・ 資料 1-4-1 廃棄物埋設施設における許可基準規則への適合性について
第八条 遮蔽等（1号廃棄物埋設施設）
- ・ 資料 1-4-2 廃棄物埋設施設における許可基準規則への適合性について
第八条 遮蔽等（2号廃棄物埋設施設）
- ・ 資料 1-5 前回（2020年9月2日）までのヒアリングコメントへの回答
（第十条 廃棄物埋設地のうち第一号及び第三号（3号廃棄物埋設施設））
- ・ 資料 1-6 廃棄物埋設施設における許可基準規則への適合性について
第十三条 廃棄施設（1号、2号及び3号廃棄物埋設施設）（抜粋）
- ・ 資料 1-7 廃棄物埋設施設における許可基準規則への適合性について
第十五条 通信連絡設備等（1号、2号及び3号廃棄物埋設施設）
- ・ 資料 2 CI-36の最大放射能濃度及び総放射エネルギーの管理について
- ・ 資料 3 第371回審査会合コメントへの回答

以上